【規程番号　神女大短Ⅳ－013】

神戸女子大学・神戸女子短期大学受託研究取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）が学外の諸機関から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

（受入基準）

第２条　受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受け入れるものとする。

（受入条件）

第３条　受託研究の受入条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学園に研究を委託する者（以下「委託者」という。）は、受託研究を一方的に中止することはできないこと。

(2) 天災その他やむを得ない事由により研究を中止し、又は研究期間を延長する場合に　おいても、本学園はその責を負わないこと。

（申込み）

第４条　委託者は、「受託研究申込書（様式１）」を学長に提出するものとする。

（承認）

第５条　学長は、前条に定める申込みがあった場合、常任理事会の議を経て、当該受託研究を承認するか否かを決定する。

２　学長は、前項により受託研究を承認した場合、委託者に対し「受託研究決定通知書（様式２）」を送付する。

（契約の締結）

第６条　学長は、前条により受託研究の受け入れを承認したときは、委託者との間で受託研究契約を締結するものとする。

なお、契約書には３ヶ月以上の実施期間、経費、知的財産権及び成果の公表に関する事項を明記すること。

（研究費）

第７条　受託研究費（以下「研究費」という。）は、受託研究を遂行するための直接的な経費(以下「直接経費」という。）及び研究に関連する直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。）とする。

２　直接経費は、研究費から間接経費を控除した額とする。

３　間接経費は、研究費の10％とする。

４　納付された研究費は、原則として返還しない。ただし、本学園の責に帰すべき事由により研究を中止した場合は、委託者と協議の上、研究費のうち不用となった額の範囲内において全部又は一部を返還することができるものとする。

５　研究費により本学園で取得した設備等は、本学園に帰属するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第８条　受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利（以下「特許権等」という。）は、本学園に帰属するものとする。

（報告）

第９条　受託研究を担当する本学の専任教員（助手を除く）（以下「研究担当者」という。）は、受託研究が終了したときは遅滞なく成果報告書を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項に定める報告を受けたときは速やかに「受託研究成果報告書（様式３）」により委託者に報告するものとする。

（成果の公表）

第10条　受託研究の成果は、原則として公表するものとし、公表の内容・時期・方法等については、必要に応じて委託者との協議により定めるものとする。

（適用除外）

第11条　受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受託研究又は委託者について、この規程の一部を適用除外とすることができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究

(2) その他特別な事情があると理事長が認めた受託研究

（事務）

第12条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第13条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、平成28年4月1日から施行する。

２　行吉学園受託研究規程は、廃止する。

附　則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）